

随意契約理由書

1 業務名	阪神高速道路構造物の建設および維持管理に関する調査研究業務（2024年度）
2 業者名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3 隨意契約理由	
<p>本業務は、阪神高速道路構造物の建設および維持管理における設計・施工上の技術課題を抽出し、解決方法を検討するものである。検討にあたっては有識者による委員会を組織し、難易度の高い技術的課題に対して、委員会審議を行いながら進めていくものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>① 阪神高速道路の新規建設の設計・施工に関する知識を有し、かつ、既設構造物とその損傷発生状況および補修状況を熟知し、それらを踏まえた維持管理に関する設計・施工についての知識を有していること。</p> <p>② 阪神高速道路に関する特殊な知識・経験、技術的知見を有する学識者・有識者等の専門家で構成される委員会を組織できること。</p> <p>が求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という。）は、</p> <p>① 大阪湾岸道路西伸部技術検討委員会における技術基準の作成検討や鋼管集成橋脚の地震応答解析の実績も有しており、阪神高速道路の新規建設に関する高度な設計・施工検討を実施できる。また、「阪神高速道路における鋼橋の疲労対策」、「損傷と補修事例に見る道路橋のメンテナンス」、「ASR構造物の維持管理マニュアル」等の技術図書の編集・発行を行った他、阪神高速道路の鋼管集成橋脚の性能評価に関する解析的検討など、阪神高速道路の既設構造物の維持管理に精通し、高度な設計・施工検討を実施できる。</p> <p>② 阪神高速道路の技術審議会の委員および顧問をメンバーに含めた技術委員会を既に有している。</p> <p>ことから、本業務を実施するために必要な要件を備えている。</p> <p>また、本業務と同種業務を過去10年間で複数回、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者がいなかったこと等から、現時点において当該研究所が本業務を実施可能な唯一の機関であると認められる。</p> <p>以上より、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。</p>	
以上	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	